

未来館

福島県男女共生センター広報誌

vol. 86

News



特集

未来館フェスティバル2023シンボルイベント
ジェーン・スーさん講演会



ジェーン・スーさん講演会 「私の居場所の作り方」

令和5年9月2日に、コラムニスト、ラジオパーソナリティ、作詞家としてご活躍されているジェーン・スーさんをお招きし、講演会を開催しました。講演の内容を紹介します。

ジェーン・スーさん (コラムニスト・ラジオパーソナリティ・作詞家)

1973年東京生まれの日本人。TBS ラジオ「ジェーン・スー 生活は踊る」(毎週月～木曜 午前11時～)のメインパーソナリティを担当。毎週金曜 17:00に配信されている話題のポッドキャスト「ジェーン・スーと堀井美香のOVER THE SUN」が、2021年3月「JAPAN PODCAST AWARDS2020 supported by FALCON」にて、「ベストパーソナリティ賞」と、リスナー投票により決まる「リスナーズチョイス」をW受賞。また、ポッドキャスト「となりの雑談」(毎週火曜 20:00 配信)のパーソナリティも担当している。

2013年に発売された初の書籍「私たちがプロポーズされないのには、101の理由があってだな」(ポプラ社)は、発売されると同時にベストセラーとなり、La La TVにてドラマ化された。

『貴様いつまで女子でいるつもりだ問題』(幻冬舎)で、第31回・講談社エッセイ賞を受賞。他著書に『女の甲冑、着たり脱いだり毎日が戦なり。』(文藝春秋)、『今夜もカネで解決だ』(朝日新聞出版)、『生きるとか死ぬとか父親とか』(新潮社)、『私がオバさんになったよ』(幻冬舎)、『女に生まれてモヤってる!』(小学館/脳科学者・中野信子氏との共著)、『これでもいいのだ』(中央公論新社)、『女のお悩み動物園』(小学館)、『新しい出会いなんて期待できないんだから、誰かの恋観てリハビリするしかない:愛と教養のラブコメ映画講座』(ポプラ社/高橋芳朗氏との共著)、『ひとまず上出来』(文藝春秋)、『きれいになりたい気がしてきた』(光文社)、『おつかれ、今日の私。』(マガジンハウス)。近著に『闘いの庭 咲く女 彼女がそこにいる理由』(芸芸春秋社)がある。

2021年に『生きるとか死ぬとか父親とか』が、テレビ東京系列で連続ドラマ化され話題に。(主演:吉田羊・國村隼/脚本:井土紀州) 2023年11月現在、毎日新聞やAERA、婦人公論などで数多くの連載を持つ。

～私の居場所とは～

こんにちは。ジェーン・スーです。

これだけたくさんの方に集まっていたいただうれい。

今日は「私の居場所の作り方」という話をしたいと思います。そもそも居場所って何だろうと辞書を引いてみたら、どうやら「体を休めたり活躍したりできる環境」「そこにいてもよいと自分で感じられる場所」のことを居場所というらしいです。一応、ここは共有しておいてください。家に居場所がない人は、心が休まらないし、そこで役に立たないし、ここにいていいという感じがしないということで、突き詰めると辛くなってきます。

まず、居場所だと感じられるには、「必要とされている」「誰かの役に立っている」「ほかの人と大差がない」ということと、「共有できる公のものが多い」ということがあります。わかりやすくいうと公共のトイレとかベンチとか、ああいうものを自分が使えることは当然で、使うか使わないかは自分の意思次第だと思っている人がほとんどだと思いますが、体に障害があったりとか、自分の身長や体重

によっては使えない人たちがいるわけです。そうすると、そこに自分の居場所があるとはなかなか思えない。

そもそも「普通」って何だろうって考えたとき、私は「ある程度の幸せを約束してくれる形」ということだろうなと思っています。公共のものを「私だけが使えない」ということがない社会が、私はここにもいいと思える居場所につながります。「ある程度の幸せを約束してくれるもの」とは、「公共のほとんどのものに自由にアクセスできるということ」でもあるんです。今なら「アクセスできない状態になっているのは行政のミスだ」ということになりましたが、昔は「アクセスできないほうが悪い」になっちゃってました。障害者がバスに乗れない時代というのがあったんです。

昔のほうがよっぽど自己責任論が強かった場面もあるんですが、ここは一度考えなければいけなくて、ある程度の幸せを約束してくれる形が「普通」であるということに対してはそんなに異論はないと思いますが、「ある程度の幸せって何なのか」

を、まずはちゃんと考えたほうがいいなと思ったんです。

昔だったら、「大学に行けば大丈夫」とか、「いい会社に就職すれば大丈夫」というのがあったんですが、時代が変わって、今は「これさえやれば大丈夫」とか「この人のまねをすればこの人と同じように幸せになる」みたいなロールモデルはないんです。それに、男女の役割も、家族の概念も変わりました。

～モヤモヤの正体～

今日は女性が多いですが、この話は男性も関係あるので聴いておいてほしいんですけど、「不安が多い」「モヤモヤする」というと、私たちの世代ではだいたい「更年期だから」となります。更年期を調べてびっくりしたんですけど、更年期って始まりが誰にもわからないんです。閉経の前後5年が女性の更年期と言われていますが、最後の生理のことを閉経といいます。そこから1年間生理がないことが条件なんです。つまり、「あれが閉経だった」とわかるのは1年後。よって、自分が更年期の只中にいるとハッキリわかる時はすでに更年期6年目なんです。症状に関しては、個体差もすごく大きい。私たちの年齢になると、このハッキリしない更年期

テクノロジーも変わりました。恐ろしいことにテクノロジーって価値観とめっちゃ密接なんですよ。「わからないわ、新しい機械のことは」みたいな感じだと落とされていっちゃうんです。テクノロジーは価値観と密接にくっついているというのは覚えておいてください。

というものに振り回されることが多くなります。

私は、更年期は自分の棚卸期だと思っています。つまり、ただでさえ体調不良になりやすいから、心理的・社会的なモヤモヤはここで解消して、時代も変わったので更新をしていこうということです。ここでうまくいいますが、「更年期は更新期」、ここは外しちゃダメです。男の人にも更年期があるんですけど、女性と違って「いつからいつまで」という定義がないそうなんです。加えて、世の中では男性更年期についてまだ禁忌というか、あまり話されていないんですよ。でも、中高年と言われる年代にわーっと気持ちがザワついたら、まずは「自分を棚卸しよう」と。

～女らしさ、男らしさとカテゴリー～

日本はジェンダー平等についてのランキングが低いという話をさっき館長さんがお話ししてましたけれども、特に差が出るのが政治です。ところで、「インポスター症候群 ※注1」というのがあります。

「私はたまたま運がよかつただけ」「周りの協力があつたからできた」と、謙虚に言っているのではなくて本当にそう思っちゃう人っているんです。

(※注1 自身の成功を自分の力によるものだと考えられず、ただ運がよかつただけ等と思ひ込んでしまう自己評価が異常に低い心理状態のこと。)

経済の話になりますが、女性が昇進したくないと思うのにはこれも関係していると思います。「いままで運がよかつただけなのに、昇進したら能力がないのがバレちゃう」って。しかし、それは思い込みで、インポスター症候群は女性やマイノリティに多いというのが統計として出ています。だから、や

りたくないことはやらなくていいけど、もし「私なんかにはできない」と思ったら、それは「インポスター症候群」かもしれないと疑ってみたいかなと思います。

次に、女らしくないから抱える悩みを自分のせいだと思ふのはやめよう、男らしくないから抱える悩みを自分のせいだと思ふのはやめよう、という話があります。特に日本は妊娠・出産・育児や社会の役割といったものに関して、性別と役割がくっつきすぎているんですが、そこで旧来型の社会が期待する役割を果たせるか否かを個人の資質の問題だと思ってしまう場合があるんですね。でも、本質的には個人の資質とは関係のない話です。たぶん若い子にとっては「当たり前だけどね」という感じだと思いますし、そういう考えになっているとしたら日本は少しずついい国になっているんだと思います。

ここで、「女らしい」ということがそんなに悪いのかという話ですが、女らしいとされる趣味や趣向そのものが悪いと言っているのではなく、華やかで活動的ではなく、気が利いていて出しゃばらない、おとなしくて協調性が高いというような、誰もが想像する「女らしさ」を型として目指していくと、従属的で主体性がなくなり受動的になってしまう危険性があるんです。旧来型の女らしさに縛られると、自己決定権を失うことにもなります。自分の好きなものがわからないとか、自分の決めたことに自信がないとか、皆さんもありますよね。「自分はこれまで何かをちゃんと達成したことがないから」と言う人がいますが、それは場合によっては、社会的に認められるようなことを達成するのは「女らしくない」から、そうしない生き残り戦略をとってきた可能性があるということ。

そのこと自体は責めませんが、自己決定権を失うということはよくないことですね。

「女は強い」と言う人がいます。でもそれって、決して「自立心が旺盛だ」とか「自分の意見を恐れずはっきり主張する」という意味ではありません。「不条理や無理強いを女は辛抱強く我慢する」という意味でしょう。

「女は楽でいいよな」という言葉もありますよね。これは、権限が少ないことの裏返しです。女性の側も「女らしさ」の呪縛から、自分の能力では責任が取れないと思って権限を放棄してしまうことがある。そういうスタンスでいたほうが、女らしいと褒められることが少なからずあったのでしょうか。だから、若い子たちには「そんなの女らしくないわよ」とか「悪目立ちしないで」とか言わないであげてね。それが呪いになっちゃうから。

ただ、忘れてはならないのは、男女という役割を担う者たちの悩みは背中合わせだということです。男の人は男の人ですごく大変で、私もこれはさすがに災難だと思ったんですけど、例えば、夫のほうで育休を取って子どもの世話をしている、子どもをおばあちゃんに見てもらって昼間にスーパーに行ったり住宅街を歩いていると通報されることがあるんですけど。なぜかという、平日の昼間は男は仕事しているはずだという社会認識があるから。これまた私たちの刷り込みなんですよ。

男も男らしさの呪いにかかっています。泣いちゃいけない、ライバルと競争しなきゃいけない、自殺率



は男の人のほうが高いんです。男の人の自殺が多い年代って20歳から60歳、つまり、仕事をしているとされる年代だったんです。仕事がうまくいっていないと、命を絶つほどの社会的プレッシャーを受けるのが男性というジェンダーです。

そもそも、男女がきっちり分かれている世界ではありません。「トランスジェンダー：出生時に割り当てられた性別、性自認が異なる人」「ジェンダーフルイド：性自認が一定ではなく、液体のように流動的に変わる人」「ノンバイナリー：人間は男性と女性とでは区別できないと考えている人」という人達の存在が知られるようになってきました。このような人たちが突然現れたわけではないんです。今まで「いないもの」とされていただけなんです。

性別については複数の視点が必要です。「身体的性」は体の性、バイオロジカルな生物学的なものです。そして「性自認」は自分の性別を何と認識しているか、ふるまう性、性表現です。「性的指向」は性的に惹かれる性。LGBTQ+という言葉が頻繁に耳にするようにはなりませんが、レズビアン、ゲイ、トランスジェンダー、バイセクシュアル、クィア、プラス、という存在のなかに、これだけ複数の視点があるということ自体がまだ共有できてないんです。

すべての立場について誰もが当事者意識を持って理解することは難しいですけど、そもそもはっきり分かれてるわけではないにもかかわらず、はっきり分けて社会的な役割と紐づけてきたことによるいろんな弊害が出ているのが現時点の問題だという認識を持つ必要があるのではないのでしょうか。公で共有できるものそうだし、自分自身が自分らしくいられるということもそうだし、結局、居場所みたいな話と全部つながってくるんですよ。社会を幕の内弁当のように枠で仕切って、「はい、どこか

にハマってください」とやると、枠に入れない人にとっては居場所がなくなるんです。

じゃあ、男女共同参画といったときに、「男女」という形に分けるのはやめましょうとなるのは、違います。なぜなら男女という枠に分けてすべてが進

～自分の居場所、私らしさとは～

自分の居場所、と誰もが言えるようになるためには、その人の属性が旧来型のひな形から外れていることで居心地が悪くならないことが必要なんだと思います。自分の話だけじゃなく他者にとっても、それは男も女もそうじゃない人も含めて全部そうですが、男らしくないとされる男の人にとって居場所がない社会は、女らしくないとされる女にとって居場所のある社会でもないわけですよ。つまり、家庭に例えると、「居場所がない」と感じる家族がいたとしたら、「父親、母親、娘、息子ならこうあるべき」という規範の重圧があるからかもしれないんです。その規範に全員がうまく乗れるわけがないです。

では、私らしさをどうやって見つけるか。人のためにばかり動いていると、自分らしさがわからなくなります。そこで、まずは「ノー」という練習からやりましょう。例えば、前の日に家族が自分に何か失礼なことをしたと感じているなら、自炊やひとりでお食事ができない幼子がいるわけでもない限り、炊事担当者は「今夜はごはん作るのイヤだ!」と言ってもいい。何か嫌なことがあったら、ストライキで意思表示をするってこと。仕事も休めるときは休んでいい。「お母さんなんだから」とか「お父さんなんだから」と自分自身を狭い箱に押し込めるのではなく、社会の多様性の前に自分の多様性をちゃんと認識したほうがいいということです。「ノー」が言えるようになると、責任を持って「イエス」が選べるようになってきます。

あと、「できなくても気にしない練習」もお勧めです。私は小学校時代に逆上がりができなかったんですけど、大人になって全然困らなかった。でも、何かができないことは傷になるんですね。できなくても大丈夫です。できなくても気にしないけど、同時に「次はできると信じる練習」も大事です。今はできないけど、次やりたくなったらできるかもしれないって自分を信じてあげる。「できない。なぜなら私だ

んできたことによって、いろんな弊害が起きたという過去があるわけですから。一度、男女だけで分けられた社会がどんなものかを理解しないと。そして、性別と役割を紐付けないことで家族観が崩れたり、日本が乱れたりすることはないと思います。

から]とってしまうなら、どこかで変な刷り込みのバグが起こっていると思ってください。あと、「変わることを恐れない」ことも大切です。「先週末まではこう言っていたけど、今週から考えを改めて宗旨替えしました」というのもあります。あとは「断罪しない」こと。「あれは絶対にダメ」とか「あの人はこうだからダメ」「私はこうだからダメ」と断罪しない。これも練習でどうにかかります。それから「未来を怖がらないこと」ですね。そして「幸せの形を他者に決めさせない」、これですね。あそこのお嬢さんは結婚してないからどうのとか、お子さんがいないからどうのとか、それは当事者以外が決めることじゃないんです。自分の幸せの形を他者に決めさせないと同時に、他者の幸せの形を勝手にこっちで決めないこと。また、選択肢が複数あることもすごく大事です。選択肢が1個しかない、どうしても行き詰まります。

さて、いまスクリーンに映っているのは iPhone の絵文字です。「家族」と打ったときの絵文字のバリエーションです。ご覧のとおり「お父さん お母さん 子ども」「お父さん お母さん 子ども 子ども」だけではなく、「お母さん お母さん 子ども」「お父さん お父さん 子ども」「お母さん 子ども」「お父さん 子ども」がある。これが疎外感を感じさせない、誰にとっても居場所のある世の中の一例です。これが多様性を認めているということだし、役割を固定しないということにもつながります。私たちがやらなきゃいけないのはこれです。「家族」といったときに、自分の家族形態はここにはないということにならない世の中です。

オーバー40歳の皆さん、テクノロジーに食らいついていきましょう。「新しい価値観は新しいテクノロジーに宿る」、今日覚えておくのはこれだけでもいいくらいです。

そして、大切なのは、「不安」「心配」「怖い」「つらい」に支配されないことです。モヤモヤの原因は、

私たちが仕切りを勝手に作って分けちゃったからこうなっているんですね。あと、安住の地が変わる可能性に腹をくくります。自分のことをこうだと思っただけ実は違ったということはたくさんあります。性自認だって変わることがあるかもしれません。自分自身の認識が変わることで、ここが幸せなんだと思っていたところじゃないところに行った方が幸せかもしれないとわかったのに、不安だからといってとどまっていると、自尊感情が下がってくるんですよ。

とにかく、今まで「私なんか」と思っていたいいことは一回もなかったし、自尊感情が下がると周りに文句を言いたすんです。周りに文句をずっと言っている人で自分のことが大好きな人はいないでしょう？自尊感情が下がっていくと人を攻撃してい

て、結局、周りから相手にされなくなってしまう。ですから、自分の自尊感情が保てるところに自分を置いてあげるとするのが大事です。その先に自分らしい居場所があなたを待っています。ありがとうございました。



BOOKS 当センター図書室所蔵の ジェーン・スーさん著書 オススメ本

『女らしさは誰のため？』

ジェーン・スー/著 中野信子/著 小学館 2023年▷

「女らしさ」とはなにかについて対談する非常に読み応えのある新書です。女性である2人の著者が、その性別ゆえに体験してきたモヤモヤする事例を交えつつ、6章にわたり様々な女性問題について徹底的に意見をかわしていきます。男女共同参画社会のこれからを考えるヒントになる各章のコラムも必見です。

『闘いの庭 咲く女 彼女がそこにいる理由』

ジェーン・スー/著 文藝春秋 2023年▷

あらゆる功績をあげているプロフェッショナルな13人の女性たちを、その半生とともに紹介します。周囲の人々からの批判や厳しい環境に置かれながらも、真摯に向き合い努力を続けるそれぞれの強かな姿勢から活力をもらえます。闘う女性たちに対する著者の敬意がちりばめられた文章をお楽しみください。

『新しい出会いなんて期待できないんだから、誰かの恋観てリハビリするしかない 愛と教養のラブコメ映画講座』

ジェーン・スー 著 高橋芳朗/著 ポプラ社 2021年▷

この本は12章のテーマから34本のラブコメ映画を語り尽くす対談+エッセイ集です。自らの人生をパワフルに歩む主人公を始め、ラブコメ映画を構成するありとあらゆる要素に焦点をあてて、長年の愛好家である2人が熱のこもったコメントをしていきます。恋愛をしている人もしていない人も、ラブコメ映画を楽しみたいくなる1冊です。

※当センター図書室では、ジェーン・スーさんの著書を7冊所蔵しています。

問い合わせ 福島県男女共生センター図書室 ☎0243-23-8308 開館時間 9時~20時(休館日前日は17時、休館日は月曜日)

福島県内の市町村の男女共同参画の取り組みについて、担当されている職員の方にご紹介いただきます。今回は、「南相馬市」、「川俣町」です。



南相馬市

ご紹介くださった方:

南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係

深野 智子さん

南相馬市は「第3次南相馬市男女共同参画計画」に基づき、「男女(みんな)で協力しながらつくる、かがやきとやすらぎのあるまち」を基本理念として、各種事業に取り組んでいます。令和5年度は、現行計画の計画期間終了にあたり、市民アンケートを通じて、市民の皆さまの声を聴きながら、次期計画を策定しているところです。

主要事業としては、毎年度市民向けに「男女共同参画講演会」を開催しています。令和5年度は、9月30日に、「はじめてのLGBTQ ~性の多様性と人権~」をテーマに、NPO 法人東京レインボープライド共同代表理事である杉山文野氏にご講演をいただきました。ご本人の体験談を交えながら、LGBTQ の方々の現状をはじめ、セクシュアリティは目に見えるものではないことや、カミングアウト

をしてもしなくても不利益のない社会の重要性についてお話をいただき、改めて、多様性と人権について考えるよい機会となりました。

また、市民の方に男女共同参画について触れてもらう機会として、男女共同参画推進委員が企画・編集をしている情報紙「は~もにい」を年2回発行しています。

今後も、ジェンダー平等社会の実現に向けて、市民や地域団体、事業者と連携・共同しながら男女共同参画に取り組んでいきます。



令和5年度男女共同参画講演会の様子

川俣町

ご紹介くださった方:

川俣町政策推進課 政策調整係

緑川 幹隆さん

川俣町では、「第3次川俣町男女共同参画推進計画」に基づき、様々な事業を行っています。

その一環として、令和5年10月4日に「令和5年度川俣町男女共同参画研修会」を開催し、女性活躍推進をテーマとした事例紹介および意見交換を行いました。一般社団法人地域おこし協力隊活動推進協会の佐藤恵美氏を講師に迎え、「20代女性・起業・一児の母の女性活躍推進」について事例紹介を行いました。良き理解者を得て、支えてもらう環境を作ることが女性活躍推進への足掛かりになるとご講演いただきました。

また、「わたしができる女性活躍推進」について意見交換を行い、女性活躍推進への課題と解決策を参加者間で話し合いました。課題として、女性が自治会の役員になりにくいことや、世代間の考え方の違いなどが挙げられました。

解決策では、男性の育児・家事協力や仕事の休暇取得や出勤体制の整備などが挙げられ、男女共同参画への意識づくりにつなげることができました。

今後も町民の皆様への男女共同参画の意識づくり・理解醸成に努め、男女共同参画推進の重要性を伝えていきます。



令和5年度男女共同参画研修会の様子

未来館フェスティバル2023

県民参加企画イベント

県民参加企画イベントにご参加いただきました皆様の活動・発表の様子を写真で紹介します。

1階



「マツボックリ」クラフトづくり
NPO法人福島県もりの案内人の会



人権啓発
福島人権擁護委員協議会二本松市部会



楽しく学ぼう!ユニバーサルデザイン
福島県男女共生課



車いす体験と認知症VR体験
社会福祉法人福島県社会福祉協議会



知ろう!活かそう!福祉用具
福祉機器展示室

2階



(大人向け)あなたのお金との付き合い方チェック
(子ども向け)貯金箱を作ろう
福島県金融広報委員会



防災ポータルフォリオ
ico.

3階



～暴力の被害者にも
加害者にもさせないために～
NPO法人ウィメンズスペースふくしま



移住者・若者・女性目線で
地域を盛り上げます!
(一社)地域おこし協力隊活動推進協会

4階



大人の部活 作品展示・販売
NPO法人ビーズふくしま
子育て支援センターみんなの家@ふくしま



苔玉・苔のテラリウムの体験教室
苔工房 8匹のねこ



「ひまわりプロジェクト」
共生社会への取り組み
NPO法人シャローム



ポーセラーツのワークショップ
ポーセラーツワークショップ for*clover



「女性が抱える課題に対する意識調査」
から見えてきたもの
福島県国際女性教育振興会



未来館フェスティバル2023 交流会



「自分らしく生きたい」「ジェンダー平等社会を実現したい」「ふくしまを、地域を元気にしたい」「これから何かしたい!」など様々な想いを抱いて日々活動されている団体や個人の方が集まり、交流会を対面で開催しました。

各班に分かれ、それぞれ自己紹介をした後、地元・二本松のお菓子を食べながら、情報交換を行い、活動内容や自分たちの想いを和やかな雰囲気でも語り合いました。

また、最後に各班の代表から発表いただき、グループ内の感想を共有することで、新たな気づきを得ることができました。

今後の活動や生活で活かすことができる内容が盛り沢山の、大変濃い交流会となりました!



交流会の様子

参加された方の感想

- ・「地域や職場の異なる方より、さまざまな話を聞くことができ、自身の日常生活や仕事にむけて大変参考になりました。」
- ・「フェスティバルに参加し、集まった方々の想いや現在の活動の様子を伺い、元気なパワーをいただきました。」
- ・「仕事につながる有益な情報、アイデア、ヒューマンストーリーをきくことができました。」

今年度の未来館NEWSの表紙イラスト、4コマ漫画「民芸さんNEO」を描かれているico.さんは、イラストレーターとして、また防災士として多方面で活躍しておられます!!

今回、ico.さんにインタビューを行い、いろいろなお話を伺いましたので、ご紹介します。

イラストレーター **ico.** (いこ)さん



Q1 「イラストレーターになろう!」と思ったきっかけは何ですか?

実はイラストレーターという仕事があることを最初は知りませんでした。もともと人の話を聞くことが好きで、その話の内容を絵にしたりデザインし、相手の喜ぶ顔を見ることがうれしく感じていました。

美術大学生の頃から、イラスト展を開催しつつ、イラストを描く仕事などを経て、その後、仙台の会社にグラフィックデザイナーとして就職しました。

その後、偶然東京で活躍していたイラストレーターさんの個展に足を運び、ご本人とお話しをしまして、イラストレーターという職業を知りました。

当時の私は、クリエイティブ活動を通して、ご自身の基金を立ち上げ、ユニセフ大使など社会活動をしている黒柳徹子さんのような方に憧れていました。

そしてTVでアーティストや芸能人がチャリティーアート展を開催し寄付を行うという番組を見て、私もこういう活動をすれば社会の役に立てるかもしれないと思い、フリーのイラストレーターに転身しました。

大学の卒業課題では環境問題をテーマに、マイ箸、マイカップの啓発ポスターやフリーペーパー作成に取り組みました。

興味の対象が社会問題であることは今も変わっておらず、ジェンダー平等など解決していない問題に対し発信できること、未来館NEWSの表紙等に携わることができ、うれしいです。

Q2 現在のお仕事、活動について教えてください。

フリーのイラストレーターとして活動して12年になります。

以前は、企業の広告、雑誌の挿絵の仕事が9割で、その他に私の出身地の名取市の観光事業、魅力発信をしていました。

昨年、福島市で行った「防災イラスト展」開催後から、福島県内の自治体や地域の方と交流する機会やイラスト、デザイン等の依頼をいただくことが増えました。

Q3 防災士を取得されたきっかけについて、また取得された前と後で変化はありましたか?

昨年の「防災イラスト展」の時に被災体験をお話ししまして、発言するからには、防災知識や根拠を持ちながらより自身の体験をお話したいと思い、「防災イラスト展」後、防災士の資格を取得しました。

根拠と知識の裏付けがあるので、ただ、体験を話すのではなく、ご自身の命をどのように守ってもらえるのか、何を伝えるべきなのかが明確になりました。

以前は、自分の体験を1つの例として伝えていましたが、自分事として捉えていただくための判断材料を示すことで、皆さんの災害時の行動につながりましたらと思います。防災士になり、防災士会に入って良かったと思っています。

Q4 平時から気をつけておきたいこと、おすすめの防災グッズを教えてください。

昨年と比べると今年は大雨の回数も増え、自然災害も変わってきています。

行政や気象庁の情報をキャッチし、自動的に送られるエリアメール、アプリや視覚的に瞬時に自分のいる場所の状況が確認できる雨雲レーダーを確認することをおすすめします。

車の脱出用のハンマーがあると良いです。車が30cm浸水しますと、エンジンが止まり、車のドアや窓が開けられなくなる場合や水圧で開かなくなる場合があります。

車の移動時に浸水による死亡事故も増えています。

スマートフォンのライトは、近距離向けで、暗闇では遠くの様子を確認するため、懐中電灯が必要です。充電が切れて情報収集できなくなると、スマートフォンのモバイルバッテリーをお持ちいただきたいです。

日頃から危険な所を確認すること、防災グッズもただ持つだけではなく、使い方の確認や定期的な見直しが必要です。

また機会がありましたら防災講座、避難訓練等に参加し、「体験」をして欲しいです。



Q5 これからの活動、取り組みについてお願いします。

男女共生社会が過渡期にあり、制度等出来つつありますが、過程の段階にあると思いますので、イラストで分かりやすく伝えていきたいと思っています。

他にも災害や原発のことについて、皆さんが不安に思うものを、文章や数字の表示に加え、イラストにすることによってより分かりやすくなる力添えができればと思っています。

福島の今、魅力をこれからも伝えていきたいです。



撮影場所: 福島駅西口「福島市観光案内所」
※フォトスポットは現在展示されておりません。

ico.さんが手掛けられたイラスト、スタンプ等、多数展示されています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律以下『DV防止法』」は一部改正され、2023年5月19日に公布、2024年4月から施行となります。
 今回、注目すべき改正のポイント等について、福島大学特任教授の安部郁子さんにお話を伺いました。

安部郁子さん プロフィール
 福島大学人間発達文化研究科特任教授。
 福島学院大学客員教授。
 公認心理師、臨床心理士。
 現在、福島県公認心理師会会長。



DV防止法は、今まで改正に次ぐ改正をしてきました。背景には、DVに関する大きな事件等が起きたこと、当事者の方々が非常に辛い思いをされたということ、その度に改正してきたという流れがあります。

今回の改正のポイントは、今までの「接近禁止命令等の申立てのできる被害者が「身体に対する暴力」、「生命または身体に対する加害の告知による脅迫」でしたが、実際困難を期していた、「精神的な暴力、経済的な暴力」が追加されたことです。

これまで支援する側は長年、被害者が精神的暴力を受け、非常に辛い思いをし、ダメージを受けても、接近禁止命令の対象に該当しないということ「それでいいのよ。」という思いを持っていました。

今回、精神的な暴力も認め、接近禁止命令等の申立てができる被害者の枠の中に、「自由、名誉、または財産に対する加害による告知を受けた者」が追加されました。

これはとても大きなことで、身体的暴力は、比

較的に認められますが、「生命または身体に対する加害の告知による脅迫」については立証することが容易ではありませんでした。

また、接近禁止命令の発令要件についても、身体だけではなく、心身へのダメージに言及しており、これは、DVの本質を法律に盛り込み、DVの深刻化、被害者の被害実態が明らかとなり成立したのではないかと思います。何より保護命令違反について、厳罰化され、1年以下の懲役または、100万円以下の罰金から2年以下の懲役または200万円以下の罰金となりました。

他にも、被害者の自立支援のための施策を明確にし、国、地方公共団体、民間団体の連携協力が重要と記載されています。今までは、被害者を保護することが優先されていましたが、保護だけではなく自立支援が強調されました。都道府県に対し、配偶者間の暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を設置するという項目(努力義務)が法律に明記されていることもポイントの一つです。

DV防止法改正ポイント表

改正される項目	現 行	改 正
接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について	・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命または身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者	追加 ・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命または身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 ・ 「自由、名誉または財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者
接近禁止命令発令要件について	・更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき	拡大 ・更なる身体に対する暴力または 生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき
接見禁止命令等の期間について	6か月	伸長 1年間
電話等禁止命令の発令要件について	・面会を要求すること ・その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと ・著しく粗野又は乱暴な言動をすること ・電話をかけて何も告げず、または緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールを送信すること ・緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、または電子メールを送信すること ・汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと ・その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと ・その性的羞恥心を害する事項を告げ、もしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、もしくはその知り得る状態に置くこと	一部追加 ・緊急時以外の 連続した 文書の送付、 SNSの送信 、緊急時以外の深夜早朝(午後10時～午前6時)のSNS等の送信 ・ 性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得
被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について	・被害者に対する接近禁止命令の効力が生じた日から6ヶ月間、子の住居や学校などでの子へのつきまといや徘徊の禁止	創設 ・ 子への電話等禁止命令
退去等命令の期間について	原則2か月	特例を新設 申立てにより6か月 ※住居の所有者または賃借人が被害者の場合
保護命令違反について	1年以下の懲役／100万円以下の罰金	厳罰化 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

Q1. 精神的暴力を立証するためには、どうしたらいいのですか？

Answer 安部郁子さん
被害に遭った時の様子をボイスレコーダー等で録音した記録、どのような暴言を吐かれたのかを記載したものがあるとよいです。また、被害者の状態が明らかに記載されたもの、例えば、PTSD、抑うつ状態など病院の診断書等が証拠となります。

その証拠がどのように活かされるのか、支援者がどれだけ被害者の声を届けられるのか、その事例を裁判所がどのように判断するのか、これからの事例の積み重ねが大事であり、今回改正されたDV防止法をみんなで見届けていく必要があると思います。

Q2. 身体的な暴力ではなくとも、精神的な暴力を受けられた方が声を上げやすくなったということでしょうか。

Answer 安部郁子さん
今回、精神的な暴力について法律に明記されているため、「まずは申立てをしよう。」と被害を受けた方も、支援者も動きやすくなると思います。

Q3. もし、DVを受け続けるとどうなりますか？

Answer 安部郁子さん
DVの本質は、支配とコントロールです。支配を受けることで、「愛されている、心配されている」、「こんなことを言われる自分が悪い。」等とってしまうため、DVを受けている自覚がない場合があります。DV被害者の方の特徴として、「お前は馬鹿だ、何もできない。」等、外的抑圧を受け続けると、「私はダメな人間だ。」等、内的抑圧に変わり自尊心が低くなる可能性があります。また、「Learned Helplessness(学習された無力感)」と言って、罵倒や暴力を受け続けると、「自分は逃げられない。」思ってしまう傾向があります。

DVは、「緊張期」→「爆発期」→「ハネムーン期」のサイクルで循環します。これはとても危険なことで、普通の関係よりも支配されている関係の方が絆が深くなる「外傷性の絆」につながります。暴力を受けても離れられなくなる恐れがあります。だからこそ、支援者の役割が重要なのです。

あなたは大丈夫？ DVチェックリスト

- ルールを押しつけられる。
- パートナーが何かうまくいかないことがあった時に、よくあなたのせいとされたり、悪口を言われたり、責められたりする。
- パートナーの好きなことをするために、あなたの自由な時間が減ったと思う。
- あまりお金を出さず、あなたが出すことが多い。
- あなたの人間関係を制限される。
- パートナーは、すごく優しい時と怖い時がある。
- あなたに暴力をふるう時がある。
- あなたの意思に関わらず、セックスを強要する。
- あなたが何か失敗した時に、パートナーから罰(叱責や非難、暴力等)を受けることがある。
- パートナーは、あなたがイヤがる呼び方で呼んだり、容姿のことでからかったり、おもしろおかしく言ったりする。
- あなたはパートナーに反対意見を言ったことがない。または、反対意見を言って怒られたので言わなくなった。
- パートナーが怖くて機嫌をとることがある。
- パートナーに命令されることが多い。
- パートナーは避妊に応じてくれない。避妊して欲しいけど、言い出せない。
- 別れようとするパートナーが脅してくる(「別れるなら死んでやる」「画像をばらまく」等)。

1~2、要注意。3~4、関係を見つめなおす必要があります。

5~6、パートナーが行っていることはDVです。周りの人に相談、または専門機関に相談が必要です。

7以上、DVが起きています。直ちに専門機関に相談してください。

◆福島県内の「各配偶者暴力相談支援センター」はこちら→



福島県からのお知らせ

「福島県犯罪被害者等支援条例」について

福島県では、人権施策のひとつとして、犯罪被害者等支援施策にも取り組んでおり、令和4年4月から、新たに「福島県犯罪被害者等支援条例」を施行しております。

福島県犯罪被害者等支援条例とは、犯罪等により被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体等の様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して制定されました。

犯罪被害者等にとって、周囲の人たちの温かい支えは回復への大きな力となります。もし、犯罪被害者等の方々に接する機会がありましたら、県民の皆さんには、その置かれている状況や心情を理解し、その人に寄り添った配慮をお願いします。



▲条例リーフレット



▲犯罪被害者等支援パンフレット

福島県男女共生課

「支援の輪を広げるつどい」が開催されます

被害者に優しいふくしまの風運動「支援の輪を広げるつどい」が開催されます。私たちは誰でも事件や事故の被害に遭う可能性があります。犯罪被害者支援を身近な問題として考えてみませんか？

- 日 時: 令和6年1月27日(土) 13:30開演
- 会 場: とうほう・みんなの文化センター 小ホール(福島市春日町5-54)
- 概 要: 第1部 基調講演「交通事故と被害者支援～ひとりじゃない～」
一般社団法人関東交通犯罪遺族の会(あいの会)
副代表理事 松永 拓也 氏
2019年4月19日に発生した池袋暴走事故の被害者御遺族
第2部 支援コンサート 福島県警察音楽隊による支援コンサート

- 申込受付: 令和6年1月19日(金)まで
※定員(300名)に達し次第受付終了となりますので御了承ください。
- お問い合わせ: 福島県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室
☎024-522-2151(代表)



◆申込みはこちらから→



女性活躍応援ポータルサイト「キラッとふくしま」



女性活躍応援ポータルサイト

県では、女性活躍を応援するポータルサイトを、このたびリニューアルしました。

このサイトでは、県内で活躍する女性や女性活躍を応援する企業にインタビューした様子を掲載しています。

自分らしく輝きたい皆さん、是非アクセスしてみてください！

キラッとふくしま



最近、「ハラスメント」という言葉を聞く事が増えていませんか。

ハラスメントとは、人を悩ますこと。地位や立場を利用した嫌がらせ(広辞苑)です。

よく聞くパワハラ、セクハラ、モラハラ等だけでなく、その種類は年々増加傾向にあるようです。

女性・妻・嫁・母親、男性・夫・婿・父親、高齢者、子ども、LGBTQ当事者、独身か既婚者か、先輩後輩等その性別や立場で「〇〇であるべき」という固定観念や役割意識が力関係となり、職場や家庭、地域や学校等で傷つき悩んでいますか。

誰もが加害者・被害者になる可能性があるハラスメント。もし、生活の中で違和感や苦しさ、傷つき等があるなら、一人で抱え込まずに相談をしてみませんか。

お電話お待ちしております。

相談室

電話番号 **0243-23-8320**

開設時間: 9時～12時・13時～16時
[水曜日] 13時～17時・18時～20時

- 一般相談(電話・面接・予約制) 相談無料・秘密厳守
- 専門相談(完全予約制・面接)
 - 法律相談(主に第3水曜日)
 - 女性のためのカウンセリング(主に第1・3金曜日)
 - 女性のための生活設計相談(偶数月第2土曜日)
- 男性相談員による相談(火曜日17時～20時電話のみ)



アンケートにご協力ください。



広報誌「未来館NEWS」では、よりよい紙面づくりのため、アンケートを実施しています。ご意見、ご感想、取り上げてほしいテーマなど、Googleフォームにてお受けしています。

アンケートはこちら→



表紙イラスト&4コマ漫画作者

ICO.さんの紹介

「未来館NEWSは、自分・社会・未来と向き合う時間をくれる冊子です。表紙と4コマは、そんな時間に寄り添うような作品を目指しています。」

PROFILE
1985年宮城県名取市生まれ、福島県福島市在住。
女性誌や企業広告をメインに、自治体の観光PRのデザインやイラストも手掛ける。福島市防災士の会会員。
防災啓発をイラストで伝える。

講演や問い合わせはHPへ
<http://icollection.me/>

当センターに対するご意見・ご質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。

(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター(女と男の未来館)
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
TEL:0243-23-8301(代) FAX:0243-23-8312
<https://www.f-miraikan.or.jp>



X

Instagram